

よう子さんの



# まちづくり体験記

～自治基本条例ってなあに？～



戸田陽太

戸田まこと

戸田よう子

戸田市

**このマンガはどんな話？**

このマンガは、平成26年7月にできた「戸田市自治基本条例」という、戸田市を良くするために考えた考え方をお伝えするためのものです。  
 ※条例とは：戸田市や埼玉県といった決まった範囲の中でのルールのこと。

**戸田市自治基本条例とは？**

この条例は、戸田市をより良くするために、市民・議会・行政が協力してまちづくりをしていくための考え方を定めたものです。

**「3者の役割」と「4つの基本原則」です。**

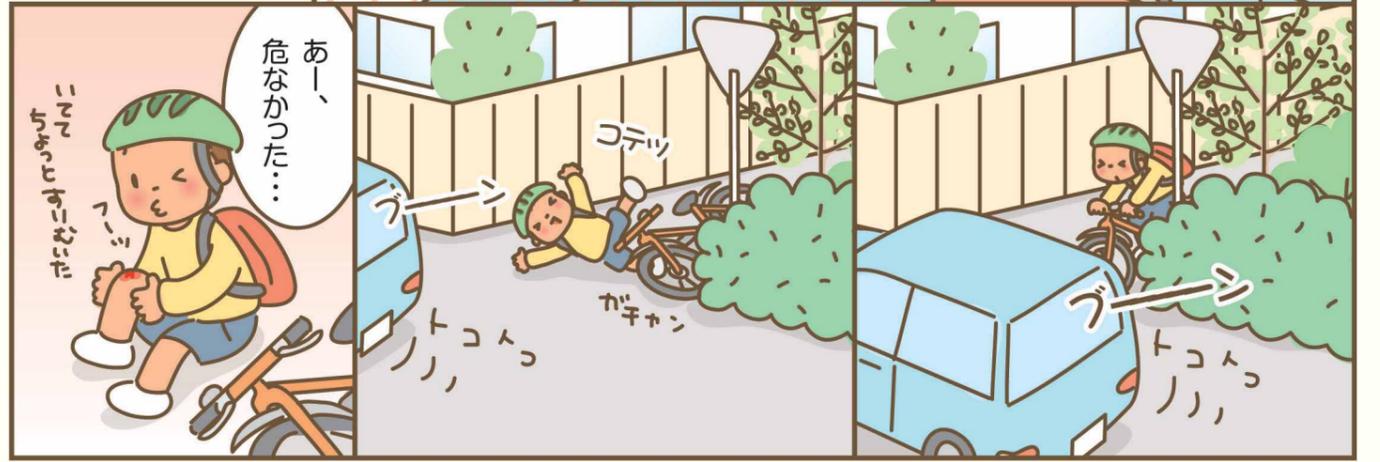
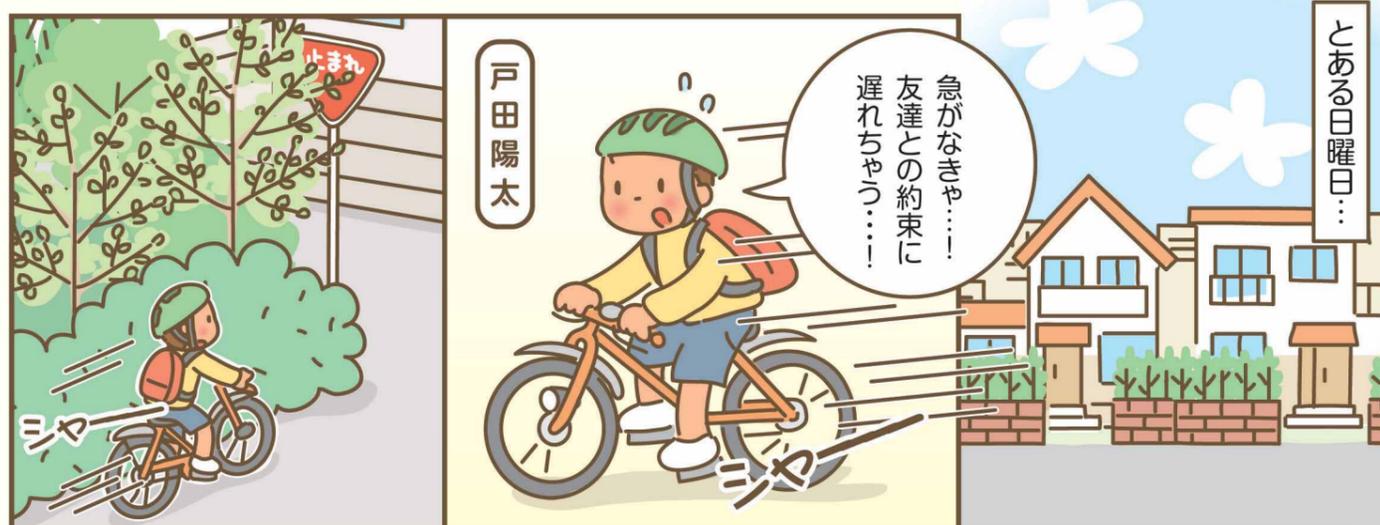
3者って誰のこと？ 原則ってどんなこと？ マンガの中でこれらのポイントを解説していきます。



このマークが出てきたら、近くの説明文も読んでみましょう。

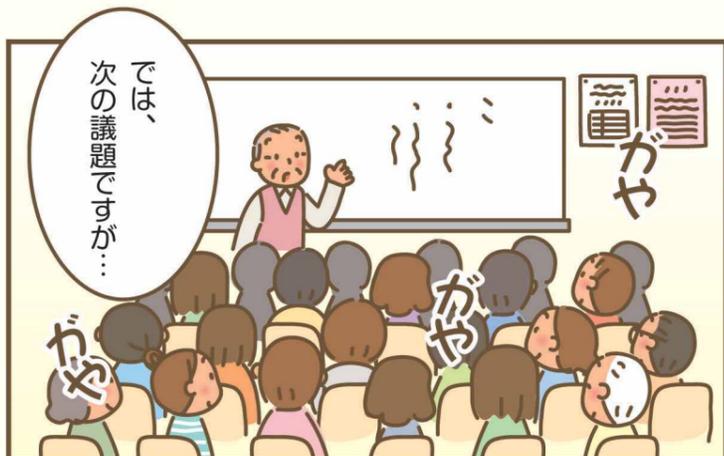


とある日曜日...





数日後…  
町会の集まりの日



では、  
次の議題ですが…

がが

がが

公園の近くの  
見通しの悪い  
交差点なんだが、  
どうしたら  
いいかな



あそこの  
民家の枝が  
道路に出過ぎて  
いるから  
見通しが悪いんだ

たしかに  
そうね

### まちづくりの基本原則①

#### 情報共有の原則

市民同士での情報交換や、行政、議会からの積極的な情報発信がまちを良くしていくためにはとても大切です。まちについて知ることが、まちをより良くしていくための第一歩となります。

ここでは、色々な立場の人が一つの問題について話し合いをしています。直接顔を合わせて話し合うことで、きつと一人では思いつかない意見が出てくるはずですよ。

第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。  
2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。

### まちづくりの基本原則②

#### 協議の原則

身近な問題に直面した時、あなたはどうしますか？  
そんな時は一人で考えるのではなく、近所の知り合いや友人、町会・自治会の人たちといった色々な人と話し合ってみましょう。

ここでは、町会の集まりという「話し合いの場」で色々な人がアイデアを出し合うことで、問題解決の道筋が見えてきたようです。

第7条 市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めるに当たり、互いの意思疎通を図るため、積極的に協議します。



安全確認をせずに  
交差点を飛ばして行く  
自転車も  
けつこう多すぎよ

あそこは  
おばあちゃん  
一人暮らしだから、  
なかなか判ることが  
できないのかな

今度、  
手伝えることがないか  
聞いてみよう

注意書きの  
看板も付けて、  
注意を促せば  
けつこう減るかどう

自転車の  
運転マナーにこそ  
町内でも  
啓発したほうが  
いいんじゃないか？



まちづくりの基本原則①  
情報共有の原則  
まちづくりの基本原則②  
協議の原則

こういう場で  
多くの人が話し合えば、  
どんどんアイデアが  
出てくるな

議会でのこの前  
視察に行った市では、  
「近所草刈り隊」を  
組織している地域も  
ありましたよ

他にも何か  
良いアイデアが  
ないか、  
聞いてみますよ

3者の役割②  
議会の役割

なるほど

### 3者の役割②

#### 議会の役割

議会は、行政の取組のチェックや評価をするだけではなく、地域の問題を見つけ、行政や市民に伝えることも大切な役割です。また反対に、行政が抱えている問題を、市民に伝える役割も持っています。

ここでは、荒川議員の豊富な知識によって、みんなの意見をより良いものにするアドバイスが出てきました。

第11条 議会は、戸田市議会基本条例（平成24年条例第1号）の定めるところにより、次のとおり活動します。  
(1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。  
(2) 市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たします。  
(3) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めます。  
(4) 市民との意見交換の場を多様に設け、政策能力の強化や政策提言の拡大を図ります。



戸田市議会 荒川議員

わし  
教えて！

わし  
教えて！



**まちづくりの基本原則③**  
**参加・参画の原則**

まちづくりの主人公である市民が、まちをより良くするために、できることから関わっていくことが大切です。行政は、市民のまちづくりへの思いを活かし、実際に関わることができる環境を整えていきます。

ここでは、自分たちができることとして、おばあさんの家の雑草刈りやポスターによる啓発活動に取り組みます。

**第5条** 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。

2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。

**教えて！**

自転車を止まらなさい

**3者の役割③**  
**行政の役割**

行政は、市民にとって相談しやすい場所ではなくてはなりません。また、相談を受けた時には、的確なアドバイスや対応ができるように努力する必要があります。

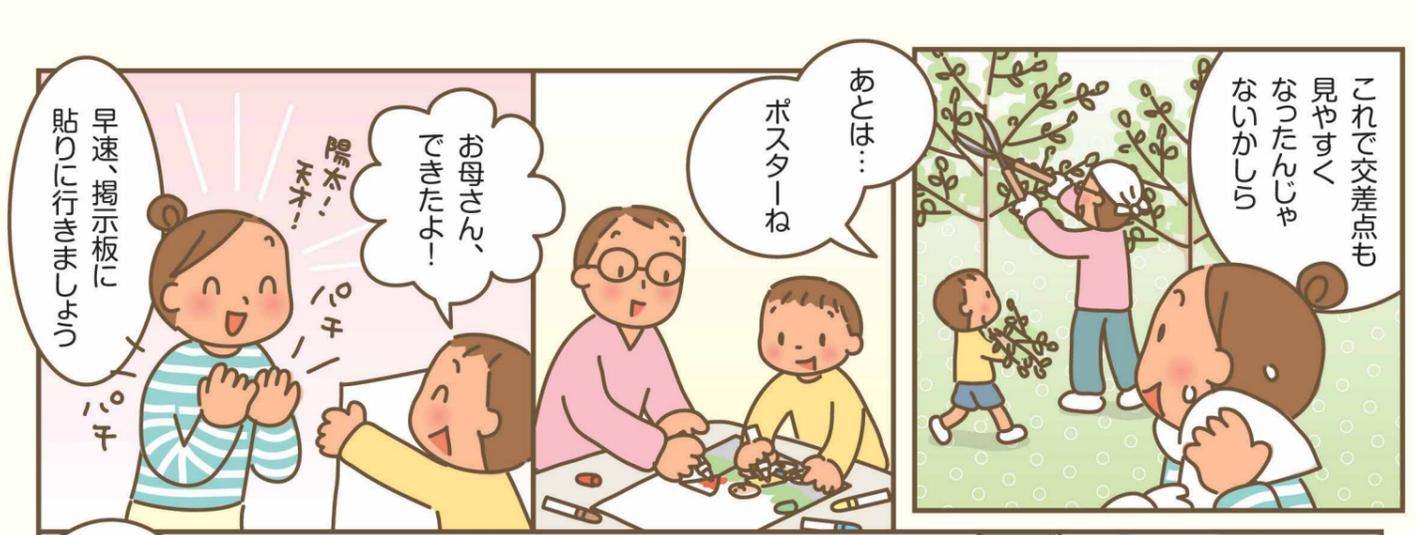
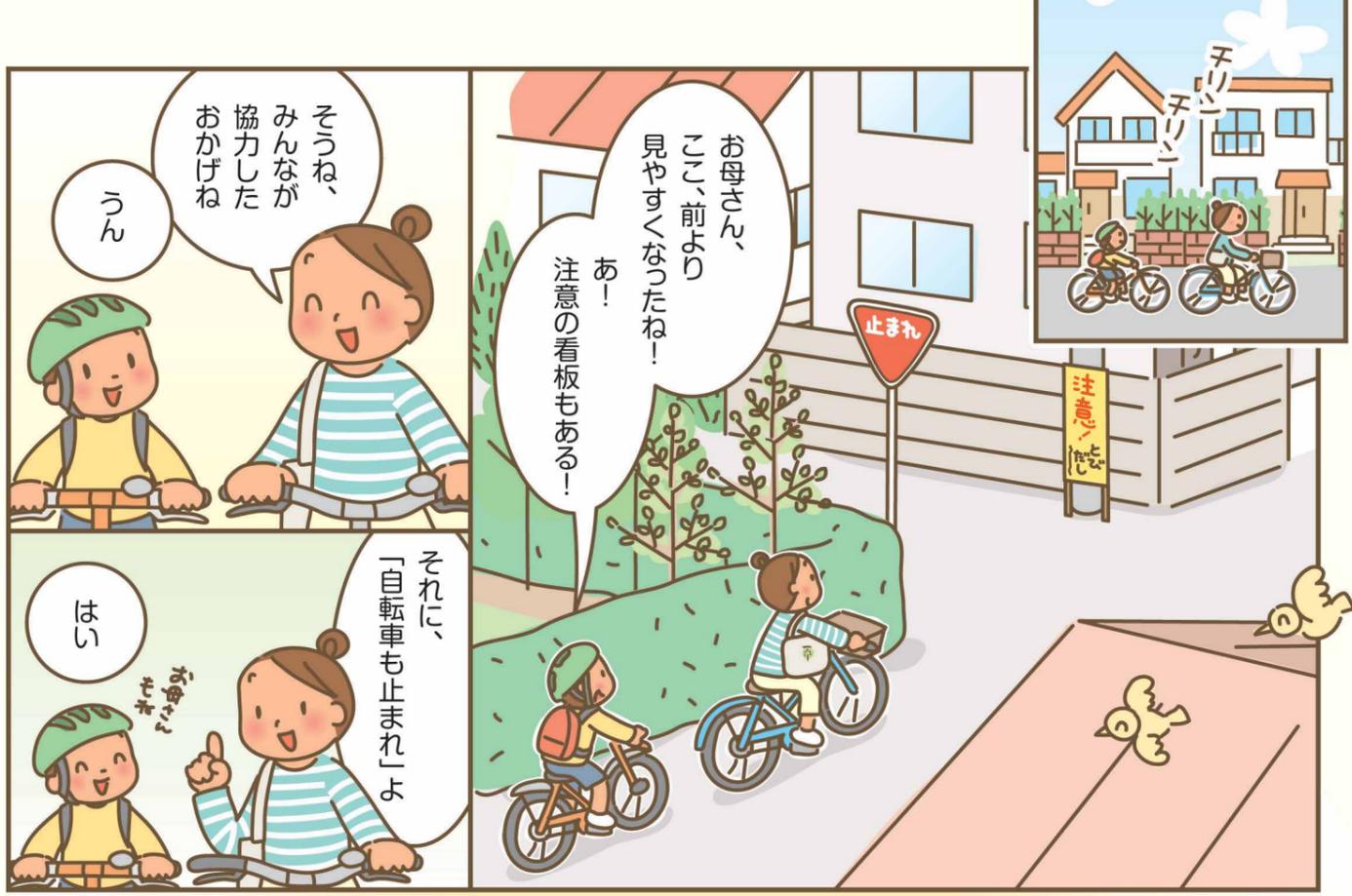
また、この場面的ように直接顔と顔を合わせて話をするのが信頼関係をつくるうえで大切になります。

**第12条** 行政は、公平・公正な市政運営を行います。

2 行政は、職員の意見を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。

お願いします

**教えて！**

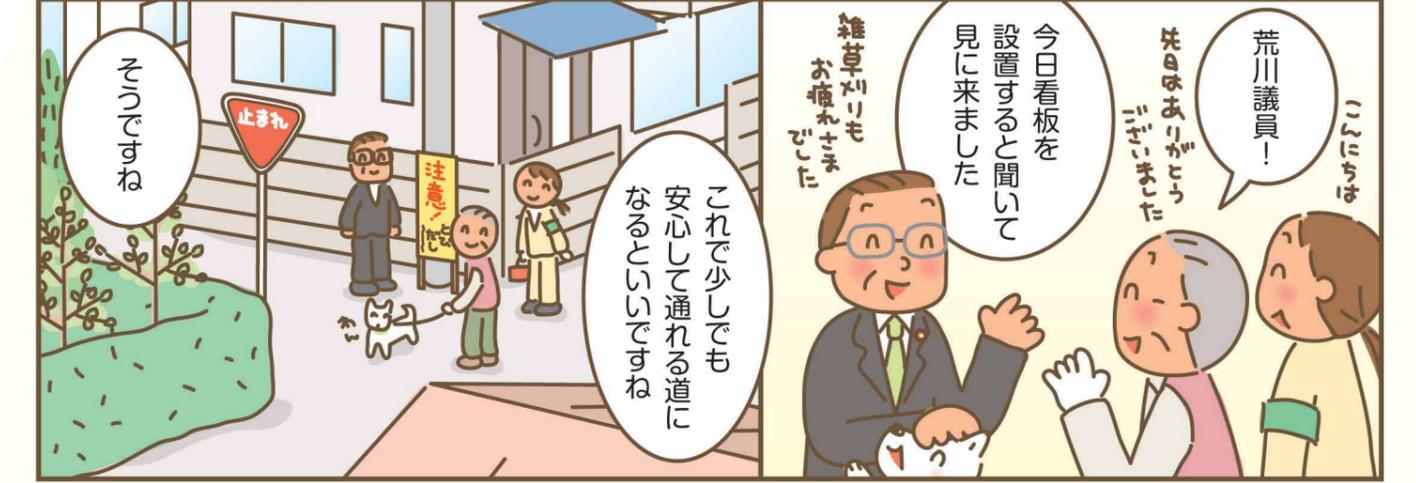


**まちづくりの基本原則④ 協働の原則**

みなさんが自分にできることを考え、行動することがまちを良くすることにつながります。

ここでは、色々な立場の人が、「見通しの悪い交差点」という一つの問題をきっかけに、みんなで話し合い、実際の行動に移しました。お互いの考えや行動を尊重することで、地域の問題を解決するとともに、市民同士の交流や高齢者の見守りにつなげることができたのです。

**第4条 市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。**





自分たちのできることから考え、行動に移すことで  
私たちの住む戸田市を  
より良いまちにしていきたいと思います。

条例の詳しい内容については、こちらのパンフレットに掲載しています。▶

(市役所協働推進課やボランティア・市民活動支援センターTOMATOで配布しています。)

市役所のホームページでも、随時情報をお知らせしています。




よう子さんの

まちづくり体験記

～自治基本条例ってなあに?～

平成28年3月発行 戸田市 市民生活部 協働推進課  
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
電話 048-441-1800 (代)

